

経 済 産 業 省

平成 22・04・09 貿局第 1 号
輸入注意事項 2 2 第 4 0 号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 2 2 年 4 月 2 7 日

経済産業省貿易経済協力局長 柴生田 敦夫

「輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について」の一部改正について

「輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について」(昭和 5 6 年 1 月 9 日付け輸入注意事項 5 6 第 1 号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。

「輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について(昭和56年1月9日付け輸入注意事項56第1号)

改正後	現 行
1 (略) 2 税関における取扱い <u>確認書により輸入する場合は、その都度、税関において当該確認書の裏面の通関欄に裏書を受けるものとする。</u> 3 確認申請書の記載要領等 (1)・(2) (略) (3) <u>「金額」欄は、次の貨物の区分に応じてそれぞれに定めるとおりとする。</u> <u>輸入公表三の7の(2)から(6)までの貨物</u> <u>アメリカ合衆国通貨で表示を行い、決済通貨がアメリカ合衆国通貨以外の通貨建ての場合には、かっこ書で併記すること。また、金額に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。</u> <u>なお、アメリカ合衆国通貨とアメリカ合衆国通貨以外の通貨との換算は、決済通貨等の取扱いについて(昭和34年1月31日付け34通局第170号・輸入注意事項34第3号)により、外国為替の取引等の報告に関する省令(平成10年大蔵省令第29号)第35条第2号の規定に基づいて財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場を用いて行うものとする。</u> <u>上記 以外の貨物</u> <u>決済通貨建てで表示を行う。</u> (4)～(11) (略)	1 (略) 2 税関における取扱い <u>一通の確認書により分割して輸入する場合は、その都度税関において当該確認書の裏面の通関欄に裏書を受けるものとし、確認書が使用済となった場合は税関において回収するものとする。</u> 3 確認申請書の記載要領等 (1)・(2) (略) (3) <u>「金額」欄には、米ドルで表示を行う。また、決済通貨が米ドル以外の通貨建ての場合には、かっこ書で併記すること。また、金額に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。なお、米ドルと米ドル以外の通貨との換算率は、昭和34年1月31日付け輸入注意事項34号第3号(決済通貨等の取扱いについて)により、貿易経済協力局長が定める換算率を適用するものとする。なお、当該換算率は原則として毎月25日に「経済産業公報」及び「通商弘報」に公表しているので、この換算率を翌月記載の確認申請書に適用するものとする。</u> (4)～(11) (略)